

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300619001	30年6月19日	30年7月9日	30年8月24日	水質汚濁防止法の特定施設の届出について	旅館業をする場合、施設の図面などを添付して保健所で許可を受けられるが、旅館施設の内、(1)厨房施設、(2)洗濯施設、(3)入浴施設の3種類については、水質汚濁防止法に規定する「特定施設」にあたるため、届け出が義務付けられている。この手続きについては、同じ保健所で受け付けている都道府県もあれば、環境局で受け付けているなど、都道府県によって窓口は様々となっている。当然、都道府県としては、旅館業許可を出す段階で、同時に水質汚濁防止法の届け出も求めるべきであるが、縦割り行政のために、まったく横の連携がなされておらず、同法の届け出がないままに放置されるケースも多数みられる。事業者としても、旅館の図面を改めて提出しなければならず、二度手間となっている。そこで、旅館業の許可を出した場合は、その申請図面を水質汚濁防止法の手続きとしても、行政内部で横の連携をして、同図面を提出したものと看做して取り扱うべきである。このように、わずかではあるが、縦割り行政の弊害を取り除くことができれば、届け出忘れの防止を図りつつ、事業者の申請負担を減らすことが可能になるものと考えられる。	個人	厚生労働省 環境省	水質汚濁防止法 旅館業法	現行制度 下で対応 可能	水質汚濁防止法の届出と旅館業の許可申請については、施設の図面の一部など、部分的に同様の書類を用いることはあると考えられるものの、それぞれの法律の趣旨の違い等により、必要とされる情報や審査に必要となる書類は異なっています。そのため、書類の一部を流用することが可能な場合もありますが、原則としては、それぞれの法律に基づき、それぞれ必要な書類を提出するものと考えます。 また、ご指摘の通り、都道府県等の組織体制により窓口等の状況は様々でありますことから、行政内部の連携方法についても都道府県等ごとに異なることとなりますが、都道府県等の行政内部における横の連携は現行制度でも可能であり、都道府県等が必要に応じて他部署と連携をさせていただくことは運用で対応可能であると考えます。	◎	
300927012	30年9月27日	30年11月1日	30年12月18日	家電リサイクル法対象物件を処分できる許可業者について	【具体的内容】 家電リサイクル法対象の家電4品目は、製造業者以外であっても環境大臣告示の方法に従うことにより、産業廃棄物の許可処分業者であれば処分できるが、排出事業者は、そのことを事前に確認することができない。このため、許可処分業者の許可証にその旨を付記する、あるいは、行政機関のホームページで公表すること。 【提案理由】 リース会社は、家電4品目を事業者に対して大量にリースがある。これらのリース期間が終了し、処分する場合は、家電リサイクル法に従って1台ごとに家電リサイクル券が必要となるため、廃棄物処理法に従い、許可処分業者に処分を委託する方が合理的である。 一方、許可処分業者が家電4品目を適正に処分できる能力を有するかどうかが許可証等に明示されていないため、排出事業者として、これらの物件の処分を許可処分業者に委託してよいか、事前に確認することができない。例えば、許可処分業者の許可証にその旨を付記する、あるいは、行政機関のホームページで許可処分業者名を公表することが強く望まれる。	公益社団法人 リース 事業協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第10条の2、第10条の4、第10条の14、第10条の18 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分方法として環境大臣が定める方法(平成十一年六月二十三日厚生省告示第百四十八号)に従って再生又は処理されることとなります。 また、廃棄物となった家電4品目については、廃棄物処理法に基づいて再生又は処理する場合においては、「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分方法として環境大臣が定める方法(平成十一年六月二十三日厚生省告示第百四十八号)」に従って再生又は処理されることとなります。 当該告示においては、特定家庭用機器廃棄物に含まれる鉄等の金属やプラスチックを回収することに加え、エアコン、冷蔵庫等に含まれるフロン類や、ヒ素、水銀等の有害物質を回収し適正に処理するなどが定められています。	対応不可	家電4品目を構成する廃棄物の種類(一般的にはプラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)について産業廃棄物処分業の許可を得ている業者は、家電4品目を処分することができ、処分する場合には環境大臣告示の方法によることとなります。また、許可を得ている廃棄物の種類は許可証に記載されています。 他方、家電4品目を構成する廃棄物の種類について許可を得ている処分業者であっても、実際に事業として家電4品目の処分を委託するかどうかは当該処分業者の経営判断であり、行政が網羅的に把握・公表することや、許可証への記載を行うことは実態上困難です。 また、家電4品目については、家電リサイクル法に基づく製造業者等によるリサイクルルートが確立されており、現状、排出量のうちの多くは当該ルートへ引き渡されています。当該ルートでは、小売業者に引取義務が課せられており、小売業者へ引取依頼すれば確実な引取りが可能である上、買の高値再商品化(リサイクル)が確実に期待できるところ、家電4品目を大量に排出する事業者においては、当該ルートの積極的な活用をお願いしたいと思います。		
300927013	30年9月27日	30年11月1日	30年12月18日	繊維くずの処分について	【具体的内容】 リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように廃棄物処理法施行令の定義を改正すること。 【提案理由】 「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業、建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている(廃棄物処理法施行令第2条第2号)。リース業(物品賃貸業)は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件(繊維製品)を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。 リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また産業廃棄物の許可処分業者に処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者にも過重な負担が生じている。 また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維(繊維くず)と化学繊維が混紡されたものなどが廃棄物となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。	公益社団法人 リース 事業協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第4項に規定する物については産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされています。個別の事例ごとの廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物かの判断については、都道府県等が行うこととなっています。 また、市町村は自治事務として、一般廃棄物については計画的に処理するとの統括的な責任を有しており、事業者は産業廃棄物の適正な処理の確保等に関し市町村等の施策に協力することとされています。	現行制度 下で対応 可能	平成28年度及び平成29年度に、リース業において廃棄物となる繊維くずの処理について、関係者からの意見聴取等を実施したところ、現行制度下で適切に処理が実施されていることを確認しておりますが、今回、関係者と相談しながら個々の案件ごとに処分することが過重な負担のご指摘がありましたので、事例について承知すべく、御提案者からお話をうかがいたいと考えています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300927014	30年9月27日	30年11月1日	30年12月18日	フロン排出抑制法に係るリース終了物件売却時の記録簿について	【具体的内容】 フロン排出抑制法の第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められているが(環境省・経済産業省告示第13号)、この対象を定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限ること。 【提案理由】 第一種特定製品の点検は、簡易点検(3か月1回)と定期点検(一定規模以上の第一種特定製品、1年または3年に1回)があるが、それぞれ点検状況を記録簿に記載する必要がある。 第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められているが(環境省・経済産業省告示第13号)、この記録簿は、簡易点検及び定期点検の記録簿とされ、その記録期間の定めがないことから、リース会社がリース終了物件を売却する際に、記録簿の整備に過重な負担が生じている。 売却先に引き渡す記録簿について、定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限定することで、売却先に真に引き継ぐべき情報になると考えられる。	公益社団法人リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号、以下「フロン排出抑制法」という。)第16条第16条に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)」(以下、「判断基準」という)において、第一種特定製品の管理者は、定期的に管理第一種特定製品の点検を行い、管理第一種特定製品ごとに、その点検及び整備に関する事項を記録した記録簿を備えることとされています。 また、判断基準において、管理第一種特定製品を他者に売却する場合、その記録簿又はその写しを当該管理第一種特定製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこととされています。 なお、管理第一種特定製品の点検については、判断基準において、全ての管理第一種特定製品を対象とする簡易点検及び専門点検に関する事項並びに一定規模以上の管理第一種特定製品についての定期点検に関する事項が定められています。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条第1項 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 第二及び第四	検討を予定	ご提案の場合、定期点検の対象とならない一定規模未満の管理第一種特定製品等は記録簿の引渡しが行われないこととなります。 管理第一種特定製品の記録簿には、第一種特定製品を適切に管理するにあたって必要不可欠な情報が記録されています。そのため、売却の相手方に記録簿が引き渡されることは、適正管理を行うために必要と考えます。 一方で、特段の漏えい等が確認されなかった簡易点検の記録を含む全ての点検の記録を売却の相手方に引き渡す必要性があるか等については、今後、中下流対策のフォローアップにおいて検討を行うこととします。		
300927022	30年9月27日	30年11月1日	30年11月27日	地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善	【要望内容】 都市部等において、地下水を採取し熱利用するための揚水規制の緩和 【提案理由】 現在の制度では、都市部等において地下水を採取し利用する場合、技術上の基準(地下水を汲み上げるパイプの断面積が一定の基準であること等)を満たさなければならぬ。地盤沈下の防止等の観点から、この技術上の基準が厳しく設定されており、都市部等で地下水を採取し熱利用することが困難な(事実上不可能な)状態になっている。 地方、都市部等の地下には20℃前後の地下水があることから、これをヒートポンプの熱源、あるいは蓄熱に熱利用することで、冷暖房需要の大きい都市部等において大幅な省エネルギーと負荷平準化が期待できる。 地盤沈下に関しては、地下水の過剰採取による地下水位の低下により不透水層(粘土層)に圧密(塑性変形)が生じることが原因となり発生する。採取した地下水を同一の被圧帯水層に還水するといった代替措置を講じることで、不透水層の圧密による地盤沈下を防止することができる。一方、採取した地下水を還水する場合でも、若干の水位変動が生じるため、地盤の弾性変形による沈下が僅かながら生じる。弾性変形による沈下量は、地盤の弾性係数から正確に予測することが可能である。 地盤沈下に関する予測技術(地盤の弾性係数の利用など)の活用により、地下水の熱利用実施可能な地域や地層を選定するとともに、適切な仕組み(地盤沈下に関するリスクアセスメント手法、地下水等のモニタリング・運用管理方法、行政への定期報告の実地)を構築すれば、地盤沈下による災害の発生を防止できるのではないかと、既にオランダ等の海外では、地下水の熱利用に関する法制化が進み、数多くの実績がある。また、「大阪市域における地盤環境に配慮した地下水の有効利用に関する検討会議」の中間取りまとめにおいて、うめきた地区での実証実験の結果等から、汲み上げた地下水から熱のみを採りだした後、全量を元の地層に還元するため、長期間の連続運転においても地盤沈下を生じないことが確認された。 → http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kankyo/0000443076.html そこで、大幅な省エネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用を推進するため、採取した地下水を同一の帯水層に全量還水するといった代替措置を講じ地盤沈下等を確実に防止することを前提に、地下水の熱利用を可能とすべきである。	公益社団法人関西経済連合会	環境省	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1項において、政令で指定された地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備とともに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受ける必要があります。 同法第4条第2項では、都道府県知事等は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が環境省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならないと規定されています。	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第2項、施行規則2条	検討を予定	地盤沈下はいつたん発生すると、元の状態に戻すことができません。また、地下構造は極めて地域性が多く多様性に富んでおり、地下水の採取に当たっては慎重な対応が必要で、 一方で近年、帯水層蓄熱を利用した冷暖房システムの技術開発が進みつつあることも承知しており、環境省において検討会を設置し、地下水採取の現状や帯水層蓄熱システムの技術開発の動向等を調査するとともに、同技術を導入する場合の諸課題について検討しております。 また、本年8月に大阪府が帯水層蓄熱利用の普及に向けた国家戦略特区の規制緩和を内閣府に提案しており、その提案内容についても上記検討会にて技術的・制度的な観点から慎重に検討を進めているところです。		△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱ふこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300928074	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	廃棄物処理法の手続きにおける添付書類の提出省略	○ 提案の具体的内容と提案理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、産業廃棄物処理業の許可申請等や、産業廃棄物処理施設の設置申請等にあり、役員の住民票の写しや成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等を提出しなければならない。既に行政が保有している情報を添付書類として取得・提出するため、事業者は煩雑な事務負担を強いられており、情報通信技術やマイナンバー制度の活用により添付書類の提出を省略し、手続きに要する負担を早期に軽減することが望まれる。 昨年度も同様の要望を提出し、環境省からは、「デジタル・ガバメント実行計画を具体化するための政府全体の取組状況を踏まえつつ、申請様式も含めた電子化の検討を行うてまいります」との回答を得た。また、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」(2018年6月18日)においても、手続きのオンライン化の検討や添付書類の省略の推進が盛り込まれている。かかる状況を踏まえ、手続きの電子化や添付書類の提出省略に向けて検討内容やスケジュールの明確化を求める。 なお、本要望の実現にあたっては、法人番号から当該事業者の役員のマイナンバーを把握して必要な情報を取得するなど、行政機関間の情報連携を最優先で検討すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法第14条、同法14条の2、同法15条、同法15条の2の6、同法施行規則第9条の2、同法施行規則第10条の10、同法施行規則第11条、同法施行規則第12条の10	検討を予定	「デジタルガバメント実行計画」については、平成30年7月に閣議決定されました。廃棄物処理業の許可等の申請窓口となる地方公共団体に対しては、IT化・業務改革(BRP)の取組を支援することとされているところ、政府全体としての地方公共団体への取組支援状況を踏まえつつ、電子化の検討を行っています。 なお、電子マネーや都道府県等の許可情報等の利活用等の廃棄物分野の情報連携については、平成30年11月に貴団体も構成した電子化検討会を立ち上げたところ、同検討会でも引き続き、ご意見賜りまようお願います。		
300928190	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	環境法令全般における各定期報告を事業所ナンバー制度による一元的な申請体制の構築について	①現状、環境法令(廃掃法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正プロパ等)に関する定期報告書の提出先において、廃掃法、地球温暖化対策法は各地方自治体への報告となっており、また、省エネ法、食品リサイクル法、改正プロパ等は各省庁(国)への提出となっている。規制の種類が異なることももちろんであるが、環境の観点から、関連した内容であると考え、(国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、報告先も国、地方自治体に分かれているため、重複した作業となり業務負担や間違いを起すケースもある。 ②環境法規に使用するデータはあくまで、一位データ(光熱使用量、産業廃棄物排出量等)となる。各省庁に合わせた報告書ではなく、各事業所(者)がそのデータを記入でき、一元的に管理できる事業所単位のサイトを構築し、国、地方自治体の個別報告書の一元化を図っていただきたい。 ③報告書類のペーパー化及び統一データ管理によるドキュメント作成への重複作業削減と簡素化により業務が効率化され、履歴管理が官民統一に可能となる。昨今、どの事業者も、環境に関わる報告書が多岐に渡り、その整理、作成が省エネ活動以上に、努力を要している。その効率化を、本来の省エネ活動へ向けたい。更には、そのサイトにて、不足の内容及び改善指示、伝達を行っていたければ、法改正への対応、地方自治体からの個別内容も事業所(者)単位にて把握できると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 農林水産省 経済産業省 環境省	農林水産省 環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第11条、食品リサイクル法第12条第1項、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第26条、食品廃棄物の発生量及び食品循環資源の再生利用率等の状況を主務大臣に報告しなければならないとされています。報告書の提出先は、食品関連事業者の主たる事務所(本社等)の所在地を管轄する地方農政局等、地方環境事務所及び当該食品関連事業者の事業を所管する省庁の地方支分部局となっています。 地球温暖化対策法は、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表しています。また、関連する制度として、地球環境条例等に基づき、地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガスの排出量やその抑制対策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める制度を導入しています。 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。	その他	環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管理等がなされているため、ご提案のように、全ての環境法令に係る定期報告等を一元的に管理できるようにすることは困難です。 但し、関連した取組として、例えば、省エネ法、温対法、フロン排出抑制法に基づく報告書については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは合理しております。 また、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告における事業者の行政手続コスト削減については、「経済産業省の基本計画(営業の許認可)」(平成30年3月)において、経済産業省・環境省で連携して取り組んでいくこととしています。更に「第10回行政手続部会」(平成30年6月25日)において、回答させていただいたとおり、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるよう、システムの抜本的な改革及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討してまいります(現行の予定では、最遅で2021年度に次期システム運用開始。なお、当面の取組として、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については当該報告書を添付すればよいこととする。あるいは、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする(それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要)といった対応を明示して、今年度中に自治体に協力依頼を行うことを検討。)	詳細については、以下をご覧くださいませようお願いたします。 -経済産業省の基本計画(営業の許認可)※P28 http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/eyouseicost/File/basic_plan_licensin_g.pdf -第10回行政手続部会 議事次第 http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20180625/agenda.html	
300928191	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	産業廃棄物処理規制について(水銀を使用している産業廃棄物(主に蛍光灯)の回収規制の緩和)	産業廃棄物を回収する中で、水銀は「特別管理産業廃棄物」として、より厳しい規制がかかっている。そのため、水銀を使用している蛍光灯は、設備として非常に多く使用されている部材にも関わらず、回収を行えない中間処理業者が多くなっている。現実問題として、自備使用設備に多く使用されている蛍光灯が設置された設備を廃棄する場合、回収が行えない業者が多く、設備更新を行う場合の障害となっている。中間処理業者が蛍光灯の回収、保管を行えるような規制の変更をご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	水銀使用製品産業廃棄物については、保管基準・収集運搬基準・処分基準等に従い、環境上適正に処理される必要があります。(廃棄物処理法施行令第6条第1項、同法施行規則第7条の2の4) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、一般的な産業廃棄物の保管基準に加えて、「その他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置」等を講じなければなりません。 また、その収集又は運搬を行う場合には、一般的な産業廃棄物の収集運搬基準に加えて、「破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬し、廃棄し、又は処分しなければならない。その処分又は再行を行う場合には、一般的な産業廃棄物の処分基準に加えて、「水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置」等を講じなければなりません。	対応不可	「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的として「水銀に関する水俣条約」が2017年8月16日に発効し、廃棄物処理法においても水銀が環境中に拡散しないように必要な措置を定めるところです。水銀使用製品産業廃棄物に該当する蛍光灯等についても水銀の大気飛散の防止を目的として必要な保管基準・収集運搬基準・処分基準等が定められております。従って、水銀が環境中に拡散することを防ぐ観点から、現行の措置は水銀使用製品産業廃棄物を適正に処理するために必要と考えています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928193	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	廃棄物処理場監査の簡素化について	廃棄物処理法により、排出事業者が「当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行う」という努力義務が明記されているが、優良処理業者に対しては実地確認に行かなくても公開情報の取得にて確認ができるようにしていただきたい。また、条例によっては、現地確認をマストの市町村もある。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	廃棄物処理法第12条第7項により、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないとされています。処理の状況を確認する方法として、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(環発対発第110204005号・環廃発第110204002号)において、委託した産業廃棄物処理業者の施設を実地により確認する方法を想定していますが、処理状況等に関する情報が公開されている場合には、当該情報(公開情報)に確認に確認する方法も考えられるとしています。その上で都道府県等においては、独自に条例等により、実地による確認の義務化をしている自治体もあるとされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項	現行制度下で対応可能	<p>廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことを定めています。これは、排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではないということを示しています。また、平成28年9月の中央環境審議会において取りまとめられた答申においても、そもそも、廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特徴がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、(中略)廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある。等が指摘されています。</p> <p>このように、廃棄物の排出事業者は当該廃棄物の適正な処理について非常に重要な責任を有しており、昨今においてもその重要性が指摘されているところ、この責任を全うする一の方法が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認するための施設の実地確認です。よって、当該確認行為は排出事業者として非常に重要な責務です。</p> <p>なお、優良産業廃棄物者認定制度に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられます。</p>		
300928194	30年9月28日	31年2月8日	31年4月5日	食品リサイクルにおける収集運搬について	食品ロスが目目される中、ロスを削減することはできても、ゼロにはできない。少しでも有効活用を図るためにリサイクルを推進しているが、食品リサイクル施設の有無や規模、コスト等の問題から、リサイクルを進めていきたいとの意思はあっても取り組めないことも事実である。一定の認可を受けた食品リサイクル施設に入れる場合は、廃掃法の対象から除外する等、リサイクルが促進される柔軟な制度変更が必須であると考えられる。現状のままだと、過度な経済的負担を事業者に強いることになり、これ以上のリサイクル率の上昇は見込めない。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 環境省	<p>【農林水産省】 食品リサイクル法では、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促進するため、「登録再生利用事業者制度」及び「再生利用事業計画認定制度」を設けています。この登録又は認定を受けた場合は、廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可を一部不要とする特例を受けることができます。</p> <p>【環境省】 食品リサイクル法では、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促進するため、「登録再生利用事業者制度」及び「再生利用事業計画認定制度」を設けています。両制度において登録・認定された施設に一般廃棄物を搬入する場合は、廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可を一部不要とする特例措置などにより再生利用等の促進に努めております。</p>	食品リサイクル法第21条第1項	現行制度下で対応可能	<p>【農林水産省】 登録再生利用事業者制度や再生利用事業計画認定制度において登録・認定された施設に一般廃棄物を搬入する場合は、廃棄物処理法上の特例措置を設けるなどにより再生利用等の促進に努めております。また、登録再生利用事業者の育成・確保については、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合において検討されている食品リサイクル法の基本方針の改定案においても、「登録再生利用事業者が存在しない地域などがあることから、国は、そのような地域を中心に同制度の普及啓発を行うこととされています。加えて、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託又は食品循環資源の譲渡に当たって、その委託先又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努めることとされています。</p> <p>【環境省】 食品リサイクル法基本方針では、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に当たっての主導的な役割を担う責務があり、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行う一つ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むこととされています。他方、食品リサイクル法の取組に係る食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合においては、食品循環資源の再生利用の阻害要因として、再生利用に係る費用と比較し一般廃棄物処理料金が低い場合があること、再生利用施設の不足等が指摘されており、これを踏まえ、同法基本方針改定案として以下の取組を行うこととされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、再生利用施設等の整備や既存施設の有効活用等地域の実情に応じた意図的な取組を行う市町村に対する支援や、民間事業者が設置する再生利用施設の整備について支援を行う ・国は、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域などがあることから、そのような地域を中心に登録再生利用事業者制度の普及啓発を行う。 ・市町村は、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえつつ、その処理に係る原価相当の料金を徴収するよう努める。 ・国は、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託や譲渡に当たって、その委託・譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努める。 <p>上記を踏まえつつ、今後策定される基本方針に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に取り組んでまいります。</p>		
300928196	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	コンビニエンスストアのゴミ箱(店頭及び店内)に集まるゴミの取り扱いは	個人にて消費したゴミは本来、家庭系一般廃棄物であり、行政に処理義務があるが、公共施設からゴミ箱が撤去される中、コンビニエンスストアに設置しているゴミ箱(店頭及び店内)には、車内や家庭から多くのゴミが持ち込まれている。これらは行政から産業廃棄物として処理するようへの指導が増加しており、その処理費用は事業者の負担となっている。コンビニエンスストアに限らず、あきらかに、不特定多数が利用するゴミ箱については、一般廃棄物として取り扱うべきではないかと考える。また、同様、お客様が持ち込むペットボトルについても自治体によっては産業廃棄物扱いとなっているが、分別をしている以上、ゴミでなく資源扱いではないかと考える。不法投棄の恐れがなく、正しく扱っている事業者については、産業廃棄物の対象から除外する等、柔軟な制度運用をご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。</p> <p>上記の判断の結果、廃棄物に該当するとされたものについては、廃棄物処理法等の適用を受けるとなります。</p> <p>廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する物については産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされています。個別の事例ごとの廃棄物該当性、当該廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物かの判断については、都道府県等が行うこととなります。</p> <p>事業者は、一般廃棄物か産業廃棄物かを問わず、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない(排出者責任の原則)。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項、第4項及び第3条	現行制度下で対応可能	<p>コンビニエンスストア等が事業活動の一環として店舗利用者に供するために設置したゴミ箱に廃棄された廃棄物については、原則として、事業活動に伴って生じた廃棄物であり、事業者が自らの責任において適正に処理する必要があるとあります。当該廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物かの判断については、その物の性状、排出の状況等から個別の事例ごと判断されるものであり、都道府県等に御相談いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、コンビニエンスストア等のゴミ箱に家庭から排出された廃棄物が廃棄されないよう、家庭から排出された廃棄物の持ち込みを拒否する旨の掲示や設置場所を工夫する等により、管理いただくことが望ましいと考えております。</p> <p>ペットボトルについては、環境省においてもリサイクルを推進しているところ、他方、近年の外国政府による使用済プラスチック等の輸入規制により日本国内で廃棄物として処理されるプラスチック等の量が増加しており、このような状況においてはプラスチック等が不要物として身近に扱われる可能性が高まっているとされています。廃棄物該当性の判断については、都道府県等により、上記に示した旨の告示や設置場所を工夫する等により、管理いただくことが望ましいとされています。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928223	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	自治体に対して行うコンビニエンスストアでの取扱実績報告書のフォーマット統一について	【具体的内容】 コンビニエンスストア店舗において自治体から販売委託を受けた商材に関し、毎月報告を行う報告書書式について、自治体にかかわらず、統一書式としていただきたい。 【提案理由】 現状、コンビニエンスストア店舗において自治体から販売委託を受けた商材については、毎月各自治体に対し、各自治体が定めた報告書書式により取扱実績を報告する義務となっている。その書式が自治体毎に様々であるため、チェーン側でシステム化ができず、業務効率化を図ることが困難となっている。対象の全自治体に統一書式にて報告できるようにすることで、システム化が可能となり、迅速な報告が可能となる。 【現在の対象商材】 委託商品(ごみ処理券、ごみ処理袋等)	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	ごみの分別区分や有料化等については、自治体ごとに定めており、ごみの有料化を実施している自治体においては、必要に応じて、ごみ処理券やごみ処理袋等をコンビニエンスストア店舗等に販売委託しています。 また、店舗等から自治体への実績報告等についても、自治体の判断が必要に応じて定めています。	—	対応不可	各自治体における具体的なごみの分別区分や有料化の内容等については、廃棄物処理法に定めがあるものではなく、自治体ごとの条例等で定められており、ごみの種類の料金やごみ袋の大きさ別の料金及びその徴収方法等については、自治体が地域の実情に応じて定められているため、自治体ごとに異なる方式が取られています。したがって、ご提案の実現は困難です。		
301222001	30年12月22日	31年1月22日	31年2月28日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく技術管理者の専従に対する規定緩和について	(1)現行法等による具体的な状況 ○同法第21条の規定により、一般廃棄物処理施設の設置者は技術管理者を置かなければならないと定められている。 ○通達「産業廃棄物処理対策の強化について」(公布平成2年4月26日/衛産31号)の規定により、技術管理者を置かなければならない施設には、専従の技術管理者が常駐していることが必要であり、その徹底を期すことと定められている。 (2)具体的な提案内容 ○技術管理者については、事業者が産業廃棄物の処理施設の運転管理を専門事業者に委託する場合、技術管理者に係わる業務も併せて委託できるように制度改正をお願いしたい。 ○技術管理者の責務を委託できない場合は、例えば、専従の技術管理者の常駐義務を1時間以内一般廃棄物処理施設等に駆けつけなければならないというように改正をお願いしたい。 (3)提案理由 ○事業の副産物として廃棄物が生じることにより廃棄物の処理を行う場合、廃棄物処理は当該企業にとっては事業ではないため、専門の事業者へ委託しているが、下記の要因により、人繰りが困難となり、長時間労働を招きかねない。 また、技術管理者が担う業務においても、資格を有しており経験豊富な専門事業者が行うことが望ましいと考える。なお、電気主任技術者等の他の資格においては、委託が認められている。 (要因) -技術管理者は一般廃棄物処理施設の設置者等の企業の社員自らが担わなければならない。 -技術管理者は、専従により常駐しなければならない。	個人	環境省	廃棄物処理施設は、高度に機械化されており、その操作について相当高度の知識及び技能が要求され、維持管理の適正を欠くときは、施設の効率的な稼働が妨げられるだけでなく、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生等の環境の保全上の支障を引き起こすおそれもあります。そのため、処理施設の設置者が技術管理者を置くこととして、施設管理に係る責任が設置者にあることが法律上明らかにされています。 また、技術管理者はその管理に係る廃棄物処理施設に關し法令に定める技術上の基準に係る違反が行われないよう、廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならないこととなっています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条	その他	事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者については、一定の要件を満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないことを、「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成17年3月25日環境産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知(改正:平成25年3月29日環境産発第130329111号))において通知させていただいたところです。 上記通知を踏まえ、施設の所在する都道府県等に相談いただければと思います。		
310206013	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	着床式洋上風力発電の撤去時における海底面基礎杭の取扱いの明確化	【提案の具体的内容】 着床式洋上風力発電の撤去時における海底面基礎杭の取扱いについて、一部残置を認める可能性を含め、政府審議会等の場において、早急に議論を開始し、結論を得べきである。 【提案理由】 洋上風力発電設備等の要求性能や維持管理の方法基準を定める「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に監視必要な事項を定める告示」(平成28年6月30日国土交通省告示第858号)において、現在、洋上風力発電設備撤去後の基礎杭の取扱いが明確化されていない。 着床式洋上風力発電設備の撤去時の基礎杭の取扱いが明確化されていないこと、事業の予見可能性に不透明感が生じている。 基礎杭の取扱いについては、すでに欧州において、完全撤去と一部残置の両者について、検討が行われており、わが国においても早期の検討が求められる。とりわけ、一部残置については、完全撤去と比較して以下のような優位性があると考えられる。具体的には、環境面への影響については、海底有害沈殿物の拡散が抑制できること、生態系への影響については、水中騒音の低減が可能となること、漁業に対する影響としては、残存する基礎杭が人工漁礁となることが考えられる。加えて、完全撤去に比べ工期短縮が可能となるなど、経済面でもメリットがあるとの指摘がある。 基礎杭の取扱いが明確化させることで、事業の予見可能性が高まり、わが国における再生可能エネルギーの主力電源化の一助となると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省 環境省	・海洋環境の保全に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」といふ)第3条第1項10号の海洋施設である着床式洋上風力発電施設を海洋に捨てようとする者は、海防法第43条の2の規定により環境大臣の許可を受けなければならないとされています。 ・現在、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」といふ)の運用について検討を進めております。 ・海域占用については占用許可期間の満了時には海域の利用又は保安に支障を与えないように当該施設を撤去する必要がありますが、着床式洋上風力発電施設の基礎杭の取扱いについては現時点では明確化されていません。	・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律	検討に着手	・海防法上の海洋施設である着床式洋上風力発電施設を海洋に捨てようとする者は、海防法第43条の2の規定により環境大臣の許可を受けなければならないとされています。海洋施設の廃棄が廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること、海洋に捨てる場合のほうがか撤去よりも海洋環境保全の見地からより適切であることが確認できれば、環境大臣の許可を得た上で残置を行うことが可能です。 ・再エネ海域利用法では洋上風力発電施設の撤去方法については選定事業者になるうとする者が提出する公募占用計画に記載することとしており、経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占用指針等に適合しているか審査することとなります。 ・現在、洋上風力発電施設の一部残置(廃棄)について関係省庁で検討を進めているところです。 ・なお、国土交通省では、港湾における洋上風力発電施設検討委員会維持管理WGにおいて維持管理の方法についての基準の策定を進めており、「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に監視必要な事項を定める告示」(平成28年6月30日国土交通省告示第858号)に洋上風力発電施設の撤去についても記載する予定です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
310206024	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	大気汚染防止法施行規則における、粒子状水銀の測定の有無可否に関する条件の追加	<p>【提案の具体的内容】 4年目以降の粒子状水銀の測定を省略可能とする条件について、現行の「排出した全水銀に対して粒子状水銀の割合が3年間継続して5%未満」等に加えて、「排出基準に対して3年間継続して5%未満」の条件も追加すべきである。</p> <p>【提案理由】 (規制の現状) 2018年度から、大気汚染防止法により、水銀排出施設に対して定期的に測定を行うことが求められている。ただし、粒子状水銀の濃度が3年間継続して排出された全水銀(粒子状水銀+ガス状水銀)の5%未満等の条件を満たせば、4年目以降は粒子状水銀の測定は不要とされ、ガス状水銀の測定をもって全水銀の測定とみなすことが可能。 (問題点) 水銀排出施設から排出される水銀には、粒子状水銀とガス状水銀があり、大半はガス状水銀が占めている。このため、全水銀濃度が極めて低い場合、粒子状水銀の濃度が極めて低いにも関わらず測定が省略できない事例が生じうる。 ⇒事例①:全水銀1μg/m³=粒子状水銀0.1μg/m³+ガス状水銀0.9μg/m³であれば、10%であるため粒子状水銀の測定必要 ⇒事例②:全水銀10μg/m³=粒子状水銀0.4μg/m³+ガス状水銀9.6μg/m³であれば、4%であるため粒子状水銀の測定不要。 これらの事例で示されるとおり、ガス状水銀の排出をより低濃度に抑制している施設では相対的に粒子状水銀の割合が高くなり、測定が必要とされる可能性がある一方、ガス状水銀を多く排出する施設は相対的に粒子状水銀の割合が低くなり、測定が不要となる可能性があるという不公平が生じている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	改正大気汚染防止法施行規則第16条の11第2項、第16条の2第1項第2号	検討を予定	<p>中央環境審議会の「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」(平成28年6月)において、今後の課題として、「施行後5年を目途に、必要に応じて、粒子状水銀についての測定を省略の考え方をはじめ、測定頻度、測定結果の確認方法等、測定方法の見直しを行うことが適当」とされております。</p> <p>環境省では、次年度以降、地方自治体等を通じて水銀排出施設における水銀測定結果を収集する予定であり、収集した測定結果による詳細かつ最新の排出実態等を踏まえ、必要に応じ水銀濃度の測定方法について検討を行ってまいります。</p> <p>参考:第一次答申において示されている内容 「改正大気汚染防止法の施行後は、全ての水銀排出施設において、水銀濃度の測定が行われることから、今回の実態調査よりも詳細な排出実態が把握できる。また、今後は、測定結果に基づき水銀等の大気排出インベントリーも定期的に更新されることになる。こうした詳細かつ最新の排出実態を踏まえて、施行後5年を目途に、必要に応じて制度の見直しを行うことが適当である。」</p>		
310215012	31年2月15日	31年3月22日	31年5月24日	「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の報告様式の統一	<p>【提案の具体的内容】 産業廃棄物を排出する事業者に提出義務のある「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」「産業廃棄物処理計画書」「同実施状況報告書」について、都道府県・政令市によって異なる報告様式の統一の徹底もしくは、環境省が定めた様式(規則様式第三号、規則様式第二号の八及び九)でも届出可とするべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物管理票を交付した者は、交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県等に提出しなければならないとされている。また、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出することとされている。また、その処理計画の実施の状況についても都道府県知事に報告しなければならないこととされている。 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は、廃棄物処理法施行規則様式第三号で詳細かつ具体的に統一の様式が明示されている。また、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書及び同実施状況報告書についても、廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九で詳細かつ具体的に統一の様式が明示されている。しかし、現状では都道府県等が求める報告書の様式に差異があり、事業者は報告書の提出に時間と労力をかけている。 産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、2017年3月31日の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)」(理廃産第1703317号)において、規則様式第三号を遵守することの周知が図られているものの、現状では改善が見られない。 このような状況から、上記3つの報告様式の統一の徹底、もしくは環境省が定めた様式(規則様式第三号、規則様式第二号の八及び九)での提出を可能とするようにすべきである。 併せて、これらの報告書の提出手続について、事務負担の軽減や合理化の観点から電子化を進めるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法第12条第9項、同条第10項、第12条の3第7項	対応	都道府県等における産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画書実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書(以下、「報告書等」という。)については、廃棄物処理法施行規則で定められた様式を用いるよう、都道府県等に対して産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について(平成31年3月29日環境省令第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)を发出し、その利用を改めて周知しました。また同通知において、報告書等の提出については、紙媒体のみでの受付ではなく、電子データでの受付も可能とするよう周知し、電子化の推進を促しております。		◎
310215013	31年2月15日	31年3月22日	31年5月24日	一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理に関する環境省通達の要望	<p>【提案の具体的内容】 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理に関しての環境省の見解は「混合処理については、法の禁じるものではない」、「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」とあり、これらを自治体に通知し、自治体による対応に差異がないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 人口減少や地方の財政管理が深刻な問題となる中、廃棄物処理施設の効率的な稼働は、わが国にとって重要な課題である。一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を持つ処理施設における一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理については、併せて併年度の規制改革ホットラインにおいて、「混合処分については、法の禁じるものではない」、「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」との環境省見解が示された。 しかしながら、現状では、一般廃棄物の処理責任を有する自治体によって混合処理について見解が異なっている。また、市町村と排出事業者の責任を厳密に区分するよう指導を行うための、実質的に混合処理が認められない事例が多い。混合処理についての環境省の見解を自治体に通知し、自治体による対応に差が出ないようにすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法第6条の2、第11条	現行制度下で対応可能	一般廃棄物と産業廃棄物の混合処分については、廃棄物処理法が禁じるものではなく、一般廃棄物は一般廃棄物として、産業廃棄物は産業廃棄物として、処理責任を全うできるような処分のルートを確認するなど適正に管理できる場合においては、必要な許可を取得した上で、同一施設において一般廃棄物及び産業廃棄物を混合処分することは可能である。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
310215014	31年2月15日	31年3月22日	31年5月24日	広域認定制度における届出期限の延長	【提案の具体的内容】 広域認定制度における申請手続き(届出)期限を延長すべきである。 【提案理由】 広域認定制度に係る申請手続きについては、2011年1月28日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」において一部簡素化され、変更の認定を受けることが必要とされている。「広域認定に係る届出に伴い生ずる廃棄物の処理方法の変更」については、2011年4月1日以降は届出で足りるとされた。また、この届出については、発生から10日以内に行うことが義務付けられている。 しかし、広域認定を複数の会社により共同で受ける場合、個々の申請書類に共同申請各社の総意を入れ、手引きに沿った書式に変換して提出しなければならず、現状の手続き期限の10日以内では現実的には困難であるため、届出期限を延長すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	代表者の変更など変更の認定を要しない軽微な変更については、当該変更等の日から10日以内に届出書を環境大臣に提出することとなっています。	廃棄物処理法第9条の9及び第15条の4の3 廃棄物処理法施行規則第6条の21の2(第12条の13)で運用する場合を含む。	検討を予定	広域認定制度における適正な処理の確保と、認定事業者の変更申請にかかる負担とを考慮し、適切な手続き期限の設定を含め、手続きの簡素化、見直しについて検討します。		
310215015	31年2月15日	31年3月22日	31年5月24日	県外産業廃棄物流入規制の見直し	【提案の具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。 【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外へ搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。そのため、経団連としては長年わたり、要望を継続してきた。 2017年度の規制改革ホットラインでは、環境省より「必要に応じた改善が可能になるよう、関係者による意見交換等の場の設定等について、その場の時期、課題、参加者等の具体的な内容について関係者と調整を行なっているところであり、平成30年度を目途に意見交換等の場の設定等を行なうこととしております」との回答を得た。しかしながら、現時点では改善は見られないことから、速やかに必要な措置を講じるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付け循環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)において、「従来、法による規制を補充すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市において、従来、法による規制を補充する行政指導が行われてきたところと承知しているが、各都道府県及び政令市における法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい」とお示しているところです。		検討を予定	平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、流入規制については、「背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」「関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討すべきである。」旨の指摘を受けております。 これを踏まえ、周知については、平成30年6月及び平成31年1月に全国の地方自治体の廃棄物部局長担当者が集まる会議の場において流入規制に係る周知を行いました。また、産業廃棄物処理の各種問題について検討するため、産業廃棄物処理業者の業界団体である公益社団法人全国産業廃棄物資源循環連合会及び同連合会正会員(各都県の協会)並びに関係県、周辺県市及び環境省の担当部局等の関係者による意見交換を平成30年11月(福岡市及び横浜市)及び平成31年2月(名古屋市)において計3回開催しました。 意見交換の場については、流入規制に係る議論も見据え、関係者の協力を得ながら、継続的に開催したいと考えております。		
310215017	31年2月15日	31年3月22日	31年5月24日	バイオマス発電燃料における廃棄物該当性の見直し	【提案の具体的内容】 工場排水を生物処理、加圧浮上処理等した際に発生する排水処理汚泥を、乾燥処理等により燃料として利用する場合は、廃棄物ではないと認め、廃棄物処理施設でなくとも処理(燃焼)できるようにすべきである。そのために、汚泥燃料中の重金属等有害物含有率および総量にて規制すべきである。 具体的には、環境対応第1306281号環境発第1306281号で示された、廃棄物該当性の判断方法および各種判断要素の基準のうち、「①燃料の性状」で示された「飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること」を具体的に示し、さらに「③通常の取扱い形態」に記載の「燃料としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められていないこと」の要件を緩和すべきである。 【提案理由】 廃棄物該当性の判断方法および各種判断要素の基準等については、環境対応第1306281号環境発第1306281号において、①燃料の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思の5項目が挙げられている。工場排水を生物処理、加圧浮上処理等した際に発生する排水処理汚泥については、「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」において廃棄物に該当するとされており、現状ではバイオマス発電燃料としては使用できない。一方で、有害物質の含有量が極めて少ない汚泥に関しては、バイオマス燃料として利用できる可能性があるが、明確化されていない。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)については、「通知」(平成30年3月30日付け環境発第18033028号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)に示しているとおり、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものです(最高裁判所第二小法廷判決平成11年3月10日判例時報1672号156頁同旨)。これは、廃棄物が不要であるために占有者の自由な処理に任せるとできないと扱われるおそれがあること、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を帯びているため法管理下に置くことが必要であること、有価物と称し、法の規制を免れようとする事実が後を絶たないため、各判断要素に基づき総合的に判断することが求められるためです。これらの判断については、指導監督権限を有する都道府県等により適切になれることとなります。 バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断方法及び各種判断要素の基準については、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)(平成25年6月28日付け環境対応第1306281号環境発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 産業廃棄物課長通知)において示されております。		現行制度下で対応可能	廃棄物該当性の判断方法については、該当法令等に記載の通知において総合的に勘案し判断すべきもの」とあるとおり、示された5つの要素全てを満たさなければ有価物と判断されない、というものであるが、現行の運用においても廃棄物由来の再生品が有価物として市場を形成している例も多く見受けられております。 ご提案の「飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること」の具体的なお示しにつきましては、汚泥は発生行程が多様であることから、その性状は多様多岐であるため個別の事情に応じて総合的に判断する必要があります。さらに、生活環境の保全上の支障は有害物質の含有量のみで決まるものではなく、廃棄物該当性については、個別に当該物の発生状況等により都道府県等により適切に判断されるものと考えます。 また、廃棄物該当性の判断の要素のひとつである「通常の取扱い形態」については、通常であれば燃料又は製品としての市場が形成されていない物は廃棄物としての蓋然性が高いと判断されることを示しているものです。 いずれにしても、ご提案を踏まえ、具体的な事例の収集を含め、関係者にヒアリングを行ってまいります。		
310226006	31年2月26日	31年3月22日	31年5月24日	国立公園における自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の緩和	・国立公園における自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の緩和を提案する。 ・富士箱根伊豆国立公園内(国道135号線沿い)の遊休地が、自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の制限により活用が阻まれている。 ・建物建築後、ガレージや付属物を増築することで建ぺい率がオーバーとなるケースがあり、流通の阻害要因となっていることがある。	民間企業	環境省	国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、環境大臣が指定し、保護管理を行っているものです。国立公園の中でも特別地域については、風致を維持するために環境大臣が指定した地域であり、特別地域内の開発行為については事前に環境大臣の許可を得る必要があります。許可申請の許可の審査にあたっては、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準により、風致上の支障の有無について判断しているところです。	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条	対応不可	自然公園法施行規則第11条は、国立公園特別地域内の開発行為にかかる許可申請について、当該地の風致を維持するために必要な許可の基準を規定したものです。建築物を設置する際の建築率の規定もその目的のもと決められているものです。我が国を代表する傑出した自然の風景地である国立公園の風致を維持するために必要な規定であり、本提案については受け入れることはできません。具体的な建築計画については、管轄する管理事務所等にご相談ください。		